

【三木町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	2,192	2,162	2,111	2,056	1,995
② 予備機を含む 整備上限台数	2,520	2,486	2,427	2,364	2,294
③ 整備台数 (予備機を除く)	—	—	2,111	—	—
④ ③のうち 基金事業によるもの	—	—	2,111	—	—
⑤ 累計更新率	0 %	0 %	1 0 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %
⑥ 予備機台数	—	—	89	—	—
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	—	—	89	—	—
⑧ 予備機整備率	—	—	4.2%	—	—

(端末の整備・更新計画の考え方)

- 令和 7 年度中にリース期間満了を迎える端末等がある。リース期間満了後、1 年間は、既存機器を使用し、令和 8 年度中に必要台数を整備し、令和 8 年度中に端末の損耗状況等を勘案したうえで更新を行う。
- 機器故障等への対応のため、予備機を整備する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- 対象台数：2,473 台
- 処分方法
 - ・三木町役場内等で再利用：100 台程度
 - ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再資源化等を委託：73 台程度
 - ・売払い：2,300 台程度
- 端末のデータの消去方法
 - ・自治体の職員が行う。
- スケジュール

令和 8 年 6 月	処分業者を選定
令和 9 年 3 月	新しい端末の使用開始
令和 9 年 4 月以降	処分業者に引き渡し、三木町役場内等の部署に引き渡し